１．鉄道（長良川鉄道）

（１）令和２年度の取り組み

▷**施設整備補助**／28,456 千円（美濃市負担割合：12.787%）

【主な内容】無線設備更新、無線基地局新設、枕木交換、道床改良、橋梁改良、車両整備、車両修繕など

▷**特別支援補助**／9,590 千円

【目的】新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填

▷**経営安定対策補助**／20,589 千円

【内容】経常損益の補填

▷**長良川鉄道の経営支援に関する要望書の提出**（６月 18 日）

【概要】沿線市町の首長連名で岐阜県知事に提出（内容・コロナ禍による減収補填、経営支援の拡充、観光需要の喚起、感染症防止対策への支援）

▷**踏切安全啓発活動**／市担当職員と長良川鉄道社員で実施（９月 29 日）

（２）今年度の取り組み・課題等

▷**美濃市駅近くにサテライトオフィスがオープン**

【概要】民間事業者（We'll-Being JAPAN）による運営（４月）

▲オープニングセレモニーの様子

▷**沿線市町による担当者会議の開催**

【概要】運営の見直し等を含めたあり方を研究

▷**路線の安全確保、周辺環境の整備**

【安全確保】

・利用のない第４種踏切（警報機も遮断器もない踏切）

・踏切でない場所を住民が渡る「勝手踏切」

・線路への土砂流出の危険性がある場所など

【周辺環境】

・市内各駅（美濃市、松森、湯の洞温泉口、洲原）の周辺施設など

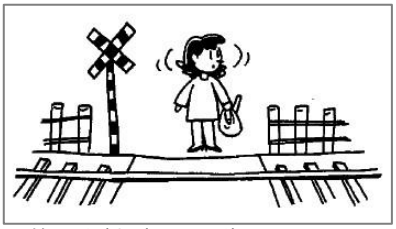

▲第４種踏切（イメージ）

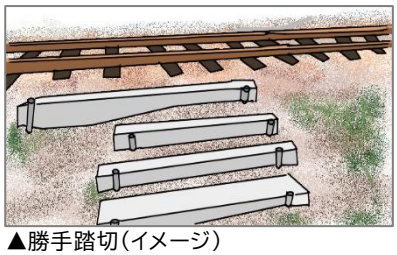

▲勝手踏切（イメージ）

２．バス（岐阜バス、自主運行バス）

（１）令和２年度の取り組み

▷自主運行バス運営負担金／19,512 千円

【概要】対象路線：牧谷線（中濃庁舎⇔ほらどキウイプラザ）

運営主体：美濃市、関市（美濃市負担割合：89.1%）

運行便数：９便（朝、夕に運行を集中）

【特別運行】武義高校の日程に対応した特別運行を実施（年 10 回程度、テスト期間の時短日程や気象警報の発令時の帰宅に対応）

▷バス事業者特別支援補助／1,400 千円

【概要】新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填（学校の休業期間における市内バス路線（岐阜美濃線、高美線、高速八幡線）への支援

▷高速バス（高速名古屋線）通学定期乗車券購入補助／110 千円

【概要】高速名古屋線を利用して通学する大学、専門校生等８人に対し、通学定期券購入費用の一部を補助（延べ 22 か月分）

▷高速名古屋線・停留所の変更（10 月 1 日から）

【概要】

発着場所：美濃市駅→中濃庁舎

停留所数：市内９か所→３か所

到着時間：約２時間

→約１時間 30 分

【周知】広報みの（10 月 1 日号）で、停留所の変更と無料駐車場（美濃インター前土地区画整理地内）の存在をお知らせ

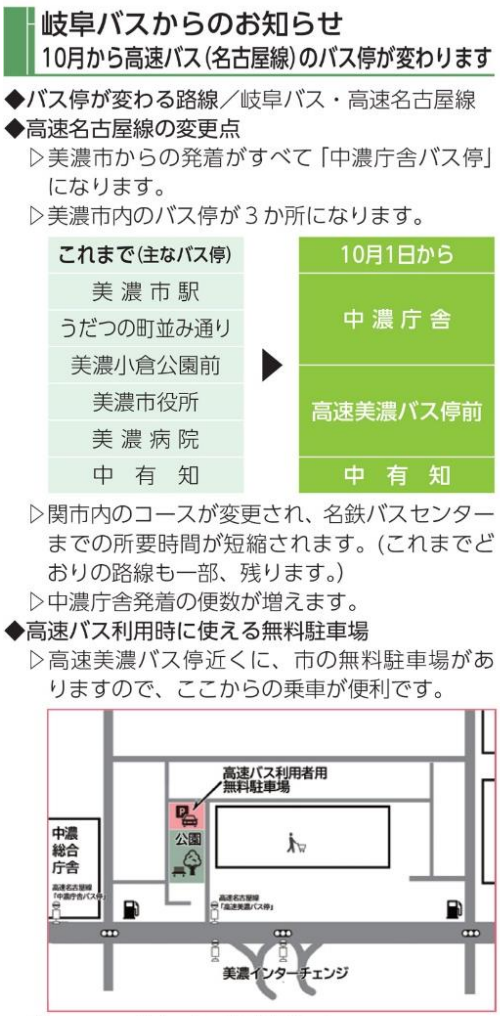

▷**バス停の安全確認作業**（中部運輸局岐阜運輸支局）

【該当箇所】大矢田神社前バス停、高速美濃バス停（観光ホテル側）

【理由】どちらも車両が交差点にかかるため

【判定】どちらも「Ｂ」判定

（２）今年度の取り組み・課題等

▷**中濃庁舎バス停への案内表示板設置要望**

【要望の内容】中濃総合庁舎バス停利用者の便宜を図るため、無料駐車場を案内する表示を設置してほしい。

▷**長良川鉄道への乗り継ぎに関する対応（調査）**

【要望の内容】牧谷線から長良川鉄道への乗り継ぎ時間に余裕がないため、通学に利用しづらい。改善してほしい。

【今後の対応】高校生（武義高校と関高校）の意向を確認（学校、共同運行自治体との協議、事業者との調整など）

３．乗り合わせタクシー（のり愛くん）

（１）令和２年度の取り組み

▷**乗り合わせタクシー運営委託料**／44,509 千円

【概要】運行車両：平日５台（土日祝日４台）

運行日時：365 日　午前８時～午後６時（最終降車）

利用者数：33,968 人／年

▷**利用者アンケートの実施**／運行開始時より毎年実施

【概要】利用者への手渡し方式（乗車時）

▷期日前投票所への「のり愛くん」利用料無償化／延べ 35 件

【概要】岐阜県知事選挙（令和３年１月 24 日執行）の投票促進のため、期日前投票所までの「のり愛くん」利用料（往復）を無料とした。

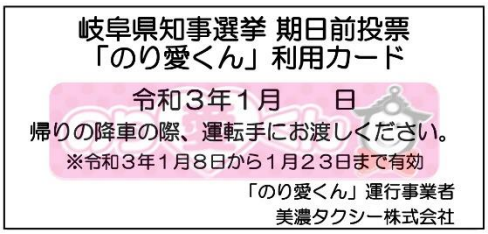

▷道路工事への対応／年 14 件

【概要】運行事業者への情報提供、地域住民への周知、停留場の移動・利用停止、臨時停留場の設置など

▷停留所の新設、移設、廃止等の対応／４件（令和２年度）

【内容】①美濃和紙用具ミュージアム：片知生涯学習センターから名称変更
②北志摩：新設
③ふるた内科クリニック：名称を変更し再登録
④樋ヶ洞：南に約 120 メートル移動

（２）今年度の取り組み・課題等

▷停留所の新設、移設、廃止等の対応

【停留所】設置総数：259 か所
※停留所は「一般停留所」と公共施設や医療機関などに設置する「目的停留所」の２種類に分類

【移設】保健センター：新施設・みのエネプラザ（美濃市健康文化交流センター）正面玄関前に移動

【設置基準】次のとおり

項目	設置基準	理由等
設置場所	年間を通じて利用が見込まれる場所で、かつ、地域の合意が得られている場所	・利用者が見込まれない場所への設置は行っていない。 ・特定の利用者の便を図ることで他の利用者が不便にならないよう自治会単位での合意形成を条件としている。
設置場所	車両が安全に停車できる場所	・利用者が安全に乗降できない場所への設置は行わない。 ・道路交通法で駐停車が禁止されている場所への設置は行わない。 ・停留所とする土地所有者の許可が得られない場所や利用料等が発生する場所への設置は行わない。

項目	設置基準	理由等
設置場所	近くの一般停留所との距離が 200～300 メートル以上、離れている場所	・コミュニティバスに代わる公共交通機関として事業を開始した経緯から、ドア・ツー・ドアとなるような停留所設置は行っていない。
設置要望	自治会からの要望を原則とし、個人からの要望は受け付けない。	・自治会による要望が適当でない場所の検討は、関係団体などの意見を聞き、総合的に判断している。
設 置 数	停留所の数に上限は、設けない。	・停留所の数を増やすと、利用者の乗車時間が長くなる等の弊害が発生する可能性が高くなるため、現在は、真に必要な場所かどうかを主眼に検討を行っている。

【設置間隔の例（イメージ）】

停留所の間隔が 240 メートル離れている場合

どちらかの停留所までの距離は、その半分の 120 メートルとなります。

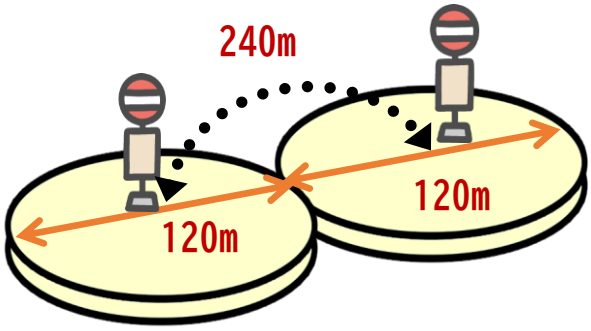

【設置数の増加によるデメリットの例（イメージ）】

比較的近い場所に停留所が増えた場合

３人が1つの停留所で乗車の場合

３人が乗るまでの時間:約4分

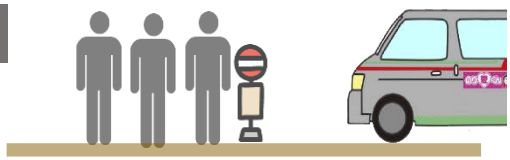

停留所が増えると、

３人が２つの停留所で乗車の場合

３人が乗るまでの時間:約7分

停留所が増えることで、乗車にかかる時間と停留所間の移動時間が、これまでより増える。